

(別添 1)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 監 視 安 全 課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室
(内線 2474, 2496, 2498)

平成28年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成29年8月

平成 28 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成 28 年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 234 万件、輸入重量で約 3,230 万トンでした。また、農林水産省が作成した「平成 28 年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約 6 割を国外に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て平成 28 年度輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報にて公表した上で、当該監視指導計画に基づいて監視指導を行いました。

今般、監視指導計画に基づいて実施したモニタリング検査や検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況、輸入者に対する監視指導の実施状況及び輸出国との協議等について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html



1. 平成 28 年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

法第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対する監視指導を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行われなければならない。）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階において安全性確保に係る措置を講ずる。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 28 年度計画：95,929 件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成 28 年 4 月 1 日現在：全輸出国対象の 17 品目及び 31 カ国・1 地域対象の 69 品目）
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置

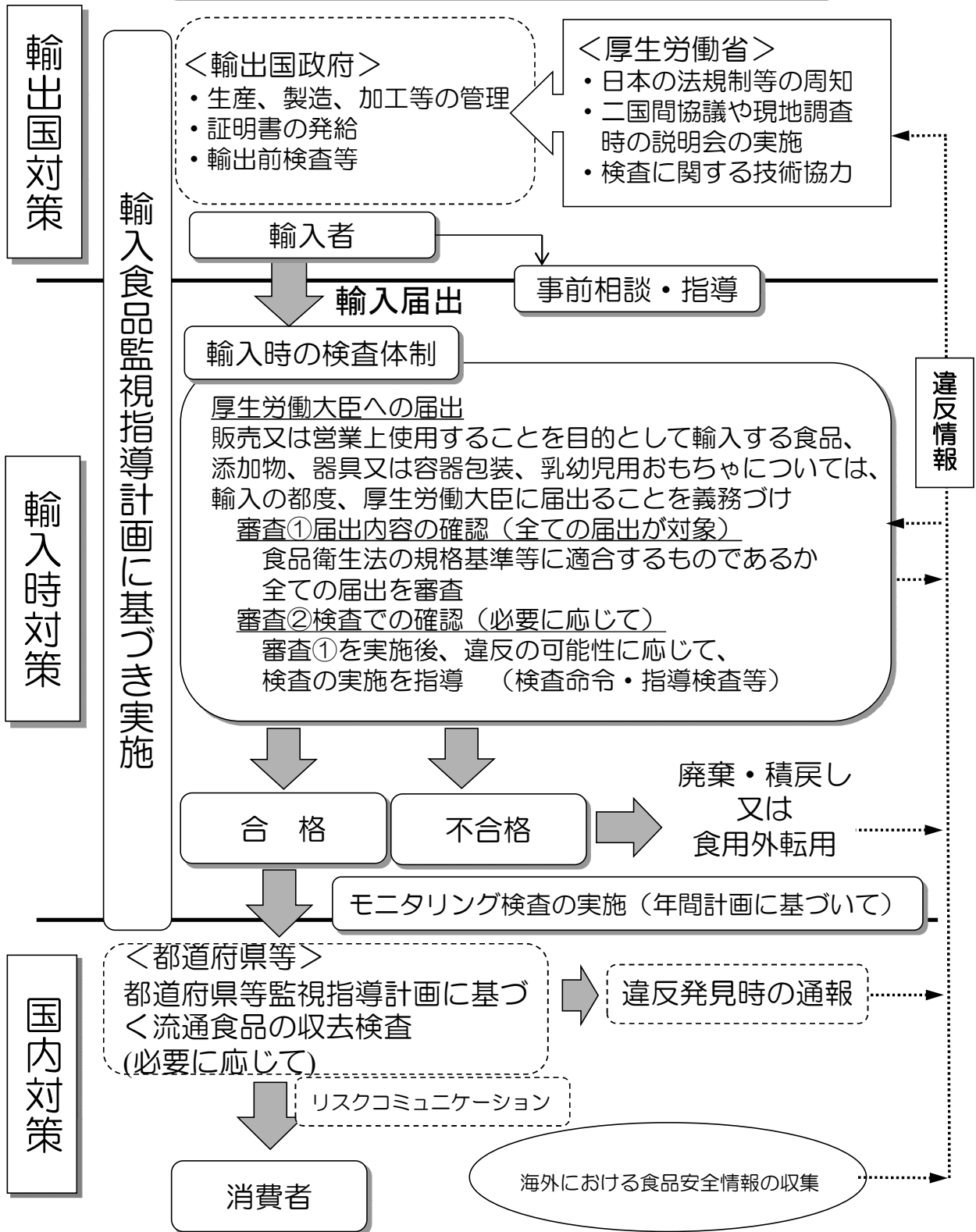
4 輸出国における安全対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による安全対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する我が国の食品安全規制の周知

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の衛生管理に関する記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

輸入食品の監視体制等の概要



2. 平成 28 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性を確保するため、食品安全基本法第 4 条に規定される、食品の安全性の確保のために必要な措置が輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならない、との基本的な考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所において、以下の措置を講じた。

(1) 法第 27 条の規定に基づく輸入届出の審査

法第 27 条の規定に基づく輸入届出により、法第 11 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定に基づく食品等の規格又は基準(以下「規格基準」という。)をはじめとする法への適合に係る審査を実施するとともに、必要な検査を実施した。

平成 28 年度の輸入届出は、件数で 2,338,765 件、重量で 3,230 万トンであった。輸入届出のうち、195,580 件に対して検査を実施し、このうち 773 件(延べ 803 件)に法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の 0.03%に相当する(表 1)。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第 28 条第 1 項の規定に基づくモニタリング検査

モニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するために実施する検査であり、重点的、効率的かつ効果的な検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し、検査件数及び検査項目を定めている。

平成 28 年度は 54,215 件(計画件数延べ 95,929 件に対し 98,164 件(実施率:約 102%))を実施し、このうち 131 件(延べ 136 件)に法違反が確認され(表 2)、回収、廃棄等の措置を講じた。



保税倉庫での検体採取

モニタリング検査で法違反が発見された食品等に対しては、輸出国における管理の状況を把握するため、必要に応じて同一輸出国かつ同一食品の検査率を 30%に引き上げて検査を実施し、法違反の食品等が輸入される可能性が低い(検査の強化を開始した日から 1 年間を経過して、又は 60 件以上の検査を実施して同様の違反事例がない)場合には、通常の監視体制とした(表 3)。また、残留農薬及び残留動物用医薬品に係る法違反が複数回発見された同一輸出国の同一食品に対しては、法違反の可能性が高いと見込まれるとして輸入の都度検査を実施する検査命令の対象とし(表 4)、健康被害が発生するおそれのあるアフラトキシン等が検出された食品に対しては直ちに検査命令の対象として検査強化を図った(表 5)。

なお、平成 20 年 1 月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受

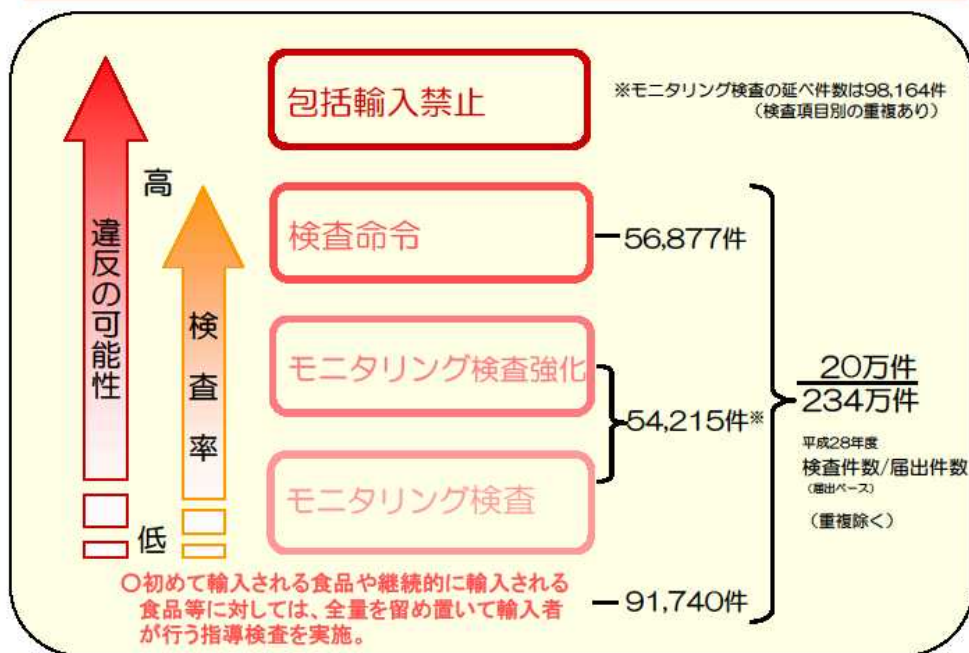
けて開始した加工食品の残留農薬検査については、平成 28 年度において 11,065 件を実施した結果、違反事例は認められなかった。

(3) 法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等、検査の項目等を定め、法第 26 条第 3 項の規定に基づく検査命令を実施した。

平成 29 年 3 月 31 日現在で、全輸出国が対象の 17 品目及び 31 カ国・1 地域が対象の 69 品目を検査命令の対象としており、平成 28 年度は、56,877 件（延べ 86,629 件）を実施し、このうち 235 件（延べ 235 件）に法違反が確認され（表 6）、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況

違反の条文別内訳は、法第 11 条違反（食品の成分規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）が 471 件、法第 6 条違反（アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等）が 206 件、法第 18 条違反（器具又は容器包装の規格）が 50 件、法第 10 条違反（指定外添加物の使用）が 41 件、食肉の衛生証明書に係る法第 9 条違反（食肉の衛生証明書の不添付）が 5 件、おもちゃの規格に係る法第 62 条（準用規定）違反が 2 件であった（表 7）。

また、検査分類別の内訳は、冷凍食品等の微生物に係る規格違反が 190 件（24.6%）（表 8-①）、有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反が 176 件（22.8%）（表 8-②）、残留農薬に係る規格違反が 120 件（15.5%）（表 8-③）、指定外添加物の使用に係る違反及び添加物の使用基準違反が 108 件（14.0%）（表 8-④）、器具及び容器包装に係る規格違反 50 件（6.5%）（表 8-⑤）、腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）に係る違反 46 件（6.0%）（表 8-⑥）、残留動物用医薬品に係る規格違反 44 件（5.7%）（表 8-⑦）、その他 42 件（5.4%）

(表 8-⑧) であった。

① 微生物に係る規格違反状況 (表 8-①)

国別では、中国が 58 件 (28.9%)、タイ 26 件 (12.9%)、ベトナム 22 件 (10.9%) と続いている。また、違反内容の多くは、冷凍食品の汚染の指標である微生物規格 (細菌数、大腸菌群、E. coli (大腸菌)) の 139 件 (69.2%) であった。

② 有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況 (表 8-②)

国別では、中国 47 件 (26.7%)、米国が 47 件 (26.7%)、イタリア 16 件 (9.1%) と続いております、違反内容は、米国及び中国では落花生のアフラトキシンの付着、イタリアでは洋菓子のシアン化合物検出が最も多かった。

また、違反内容の多くは、カビ毒 (アフラトキシン) の 145 件 (82.4%) であり、次いでシアン化合物が 12 件 (6.8%)、放射性物質 8 件 (4.5%) であった。品目別では、落花生 (落花生加工品含む) 72 件 (41.0%)、アーモンド (アーモンド加工品含む) 12 件 (6.8%)、とうもろこし 12 件 (6.8%)、と続いている。

③ 残留農薬に係る規格違反状況 (表 8-③)

国別では、中国が 26 件 (21.3%)、ベネズエラ 15 件 (12.3%)、エクアドル 10 件 (8.2%) と続いております、違反内容は、中国ではたまねぎのチアメトキサムが最も多く、ベネズエラでは全てカカオ豆の 2,4-D であり、エクアドルではカカオ豆の 2,4-D が最も多かった。

また、品目別では、カカオ豆 32 件 (26.2%)、ゴマの種子 18 件 (14.8%)、たまねぎ 5 件 (4.1%)、キウイ 5 件 (4.1%) と続いている。

④ 指定外添加物の使用に係る違反及び添加物の使用基準違反状況 (表 8-④)

国別では、中国が 27 件 (24.5%)、米国 11 件 (10.0%)、フランス 7 件 (6.4%)、ベトナム 7 件 (6.4%) と続いております、違反内容は、中国では菓子類への指定外添加物 (サイクラミン酸) の使用及び塩蔵野菜への二酸化硫黄の過量残存、米国ではビスケット類への指定外添加物 (TBHQ) の使用、フランスではチョコレート類への指定外添加物 (ケイ酸アルミニウムカリウム) の使用、ベトナムでは調味乾製品 (魚類) 及び果実の調整品への二酸化硫黄の過量残存が最も多かった。

また、指定外添加物に係る違反の内容は、TBHQ 16 件 (14.5%)、サイクラミン酸 11 件 (10.0%)、着色料 (アゾルビン、キノリンイエロー) 6 件 (5.5%) と続いております、添加物の使用基準違反の内容は、二酸化硫黄 39 件 (35.5%)、ソルビン酸 13 件 (11.8%)、銅クロロフィリンナトリウム 5 件 (4.5%) と続いている。

⑤ 器具、容器包装に係る規格違反状況 (表 8-⑤)

国別では、中国が 19 件 (34.5%)、イタリア 5 件 (9.1%)、ベトナム 5 件 (9.1%) と続いている。

⑥ 腐敗、変敗 (異臭やカビの発生等) に係る違反状況 (表 8-⑥)

国別では、米国が 14 件 (30.4%)、タイ 11 件 (23.9%)、オーストラリア 9 件 (19.6%) と続いております、違反内容は、米国では米が最も多く、タイでは全て米、オーストラリアでは大麦が最も多かった。

また品目別では、米 20 件 (43.5%)、小麦 9 件 (19.6%)、大豆 7 件 (15.2%) と続いている。

⑦ 残留動物用医薬品に係る規格違反状況 (表 8-⑦)

国別では、ベトナムが 35 件 (79.5%)、中国 4 件 (9.1%)、インド 3 件 (6.8%) と続いております、違反内容は、ベトナムではえびのエンロフロキサシンが最も多く、中国では鰻のメチレンブルー、えびのロイコマラカイトグリーン、スッポン及び

フウセイのエンロフロキサシンであり、インドでは全てえびのフラゾリドンであった。

また、品目別では、えび 32 件(72.7%)、いか 4 件(9.1%)、かわはぎ 3 件(6.8%)と続いている。

⑧その他(表 8-⑧)

その他の違反事例の主なものは、食品添加物の成分規格違反 15 件、ミネラルウォーターの成分規格違反 11 件、安全性審査の手続を経していない遺伝子組換えパパイヤの検出 6 件などであった。

(5) 法第 8 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定に基づく包括的輸入禁止措置

法違反が相当程度あり、危害発生の防止のために必要であると認められる場合には、厚生労働大臣は、特定の国等の特定の食品等について、検査を要せずに輸入、販売を禁止することができることとなっている(包括的輸入禁止措置)。

平成 28 年度において、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)に基づき、検査命令等による直近 60 件の違反率が 5%を超えた輸入食品等について、輸出国等に対する改善の要請、輸出国における衛生管理状況の調査等を実施した結果、当該措置の発動対象となる食品等はなかった。

(6) 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、内閣府食品安全委員会等において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等の情報に基づき、輸入実績の確認を行い、米国産冷凍野菜及び冷凍果実におけるリステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ、米国産オゴノリにおけるサルモネラ属菌汚染のおそれ、ブラジル産鶏肉における食肉検査の不正などについて、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収や輸入届出の保留等の措置を指示した(表 9)。

(7) 輸出国における安全対策の推進

①二国間協議、現地調査(表 10)

検査命令やモニタリング検査強化の対象となった食品について、輸出国政府に対して当該食品の違反情報を提供し、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。二国間協議の結果、台湾産の廃油を利用した油を使用した食品について、再発防止対策が整ったことが確認された。

牛肉等の対日輸出プログラムの遵守状況(牛海綿状脳症に係る対策)や残留農薬等に係る輸出国の衛生対策の推進等、輸出国における生産、加工段階での安全対策の確認について、必要に応じて専門家を派遣し、現地調査等を行った。

アイルランド、カナダ、スウェーデン、米国及びポーランド産牛肉については、定期査察としての対日輸出認定施設における現地調査にて、対日輸出プログラムの遵守状況について確認した。

また、フィリピン産マンゴーについては、残留農薬に係るフィリピン政府の原因究明及び再発防止策を受け、現地調査を実施し、原因究明及び再発防止策が講じられたことから、検査命令免除対象輸出者として再登録した。

パラグアイ産ゴマの種子については、残留農薬に係るパラグアイ政府の原因究

明及び再発防止策を受け、現地調査を実施した。

韓国産ひらめについては、クドア・セプテンクタータに係る対策について協議するため、現地調査を実施した。

② 輸出国事前調査（表 11）

問題発生 of 未然防止のため、輸出国での安全対策に関する調査として計画的に情報収集を実施し、必要に応じて現地調査を行った。

平成 28 年度においては、インド、シンガポール、ノルウェー及びマレーシアについて実施し、輸出国政府の取組、生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。

また、調査に合わせ、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者や食品業者を対象にセミナーを開催した。

③ 日中食品安全推進イニシアチブ

平成 22 年 5 月、日中両国大臣により、「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検疫検疫総局との覚書」への署名が行われ、閣僚級会議及び実務者レベル協議・現地調査等を実施し、両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を促進させていくこととなっている。

平成 28 年度は、実務者レベル協議を開催し、中国側からは、輸出食品の衛生対策についての説明等がなされた。日本側からは、落花生のアフラトキシン、二枚貝の残留農薬及び貝毒並びにウーロン茶及びえだまめの残留農薬について、中国国内及び輸出食品の衛生対策に係る関係機関の連携の下で、効果的かつ実効性のある再発防止策を講じるよう要請するとともに、引き続き我が国に輸出する食品の安全性を確保するよう要請した。

なお、日中食品安全推進イニシアチブに関する結果等については、下記 URL に掲載している。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/exporter/index.html

④ 技術協力

パラグアイでのゴマの種子に係る残留農薬対策のため、長期専門家の派遣に加え、平成 28 年 6 月 18 日から同年 7 月 4 日の間において、検疫所から現地に専門家を派遣した。

インドネシアにおいて問題が生じた際に迅速な情報収集・分析・対応を行える体制の構築を支援するため、平成 28 年 8 月より長期専門家を派遣した。

また、厚生労働省本省、検疫所、輸入食品・検疫検査センター等で、輸出国政府機関からの研修生を受け入れ、日本の輸入食品監視体制等について説明し、意見交換を行った。

(8) 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導

検疫所では、監視指導計画に基づき、説明会や輸入前指導（輸入相談）の実施を通じて、輸入食品等の自主的な安全管理の推進を図ることとなっている。

平成 28 年度は、全国の検疫所、関係団体が開催する講習会及び研修会において、88 回の説明を实



施し、延べ2,669人の関係者の参加を得た。

また、24,180件の輸入前指導（輸入相談）を実施し、このうち法に適合しないことが判明した件数が410件（延べ489件）であった（表12）。

法に適合しなかった輸入前指導（輸入相談）件数の条文別内訳は、法第10条が210件、法第11条が223件、法第62条が1件であった（表13）。

また、国別の違反該当内容数では、米国が87件（17.8%）、フランス60件（12.3%）、イタリア38件（7.8%）と続いている（表14）。

輸入前指導（輸入相談）において法に適合しないことが判明した際には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行った。また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

指定外添加物（法第10条）について、輸入時に法違反が判明した件数41件と輸入前指導（輸入相談）にて確認した法に適合しなかった件数210件を比較すると、輸入前相談（輸入相談）時の方が多かった。このことから、輸入前指導（輸入相談）にて輸入者の自主的な安全管理の推進が図られたことにより、法違反に該当する食品等の輸入が未然に防止されていることが確認された。

(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

法違反事例については、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、輸入食品等の情報を厚生労働省ホームページにて公表した。また、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等については、判明次第公表した。

輸入時における検査での違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、輸入者に対し、迅速な回収等を行うよう指示した。

都道府県等による検査等において国内流通している輸入食品に法違反が発見された際は、必要に応じ輸入時における検査体制の強化を図った（表15）。

(10) 国民への情報提供

食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成29年1月に、東京及び大阪にて、輸入食品等の監視指導の状況、監視指導計画の内容等を、消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 28 年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (万トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 (%)
2,338,765	3,230	195,580 (56,877) ^{※3}	8.4	773 (235) ^{※3}	0.03 ^{※2} (0.41) ^{※3}
(前年度実績) 2,255,019	3,190	195,667	8.7	858	0.04 ^{※2}

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表 2 モニタリング検査実施状況(平成 28 年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	1,879	2,008	1
	残留農薬	1,191	1,658	0
	添加物	118	135	0
	病原微生物	657	644	0
	成分規格等	415	373	0
	放射線照射	29	29	0
	SRM除去	-	2,326	5
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,182	2,218	0
	残留農薬	1,697	1,807	0
	添加物	1,247	1,400	1
	病原微生物	3,584	3,649	0
	成分規格等	1,937	2,171	3
	カビ毒	-	3	0
	遺伝子組換え食品	-	2	2
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,572	2,750	3
	残留農薬	1,134	1,905	1
	添加物	297	311	0
	病原微生物	1,074	1,431	0
	成分規格等	354	357	0
	放射線照射	34	31	0
	放射線照射	-	-	-
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,234	4,919	5
	残留農薬	4,111	4,941	0
	添加物	1,894	2,278	0
	病原微生物	4,661	4,928	1
	成分規格等	4,930	4,879	36
	放射線照射	-	7	0
	放射線照射	-	-	-
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,559	3,085	1
	残留農薬	9,190	10,112	30
	添加物	474	499	0
	病原微生物	1,495	1,353	0
	成分規格等	355	416	0
	カビ毒	2,273	2,360	1
	遺伝子組換え食品	469	454	0
	放射線照射	119	143	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	598	716	0
	残留農薬	6,800	8,076	11
	添加物	4,551	5,273	2
	病原微生物	956	1,550	1
	成分規格等	2,648	3,087	9
	カビ毒	2,774	2,915	3
	遺伝子組換え食品	252	312	0
	放射線照射	424	436	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	抗菌性物質等	-	2	0
	残留農薬	1,074	1,155	0
	添加物	3,344	3,492	3
	病原微生物	-	5	0
	成分規格等	598	465	5
	カビ毒	955	1,102	0
	遺伝子組換え食品	-	6	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	118	156	0
	添加物	1,075	1,231	0
	成分規格等	657	659	1
	カビ毒	178	169	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,762	1,775	11
総 計 (延数)		95,929※2	98,164 実施率約102%	136※3

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌 O26、O103、O104、O111、O121、O145 及び O157、リステリア・モノサイトゲネス等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群等(病原微生物を除く))、貝毒等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニパレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 各食品群の年度計画数に検査強化食品分として計画した 10,000 件を加算した件数

※3 検査項目別の延べ件数

表 3 モニタリング検査強化品目^{※1}(平成 28 年度)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	アスパラガス	アメトリン
	えだまめ	バクロブトラゾール
	さといも	クロルピリホス
	しょうが	チアメキサム
	ぜんまい	アセトクロール
	菜の花	ハロキシホップ
	にら	トリアゾホス
		メタラキシル及びメフェノキサム
	にんにくの茎	クロルピリホス
	ねぎ	テブフェノジド
	はまぐり	プロメトリン
	ほうれんそう	インドキサカルブ
	まつたけ	クロルピリホス
	養殖鰻	ベンディメタリン
		メチレンブルー
	養殖えび	フラゾリドン
		マラカイトグリーン
	養殖フウセイ	エンロフロキサシン
レイシ(ライチ)	4-クロルフェノキシ酢酸	
	ジフルベンズロン	
インド	カルダモンの未成熟果実	トリアゾホス
	クミンの種子	イプロベンホス
	鶏卵	エンロフロキサシン
	ひよこ豆	アフラトキシン
		グリホサート
	フェネグリークの種子	アフラトキシン
	フェネルの種子	イプロベンホス
プロフェノホス		
タイ	赤とうがらし	トリアゾホス
		プロピコナゾール
	えび(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※2}
	おくら	イミダクロプリド
		ピリダベン
	コエンドロ(コリアンダー)	プロフェノホス
	コブミカンの葉	プロフェノホス
にがうり	メタラキシル及びメフェノキサム	

対象国・地域	対象食品	検査項目
ベトナム	青とうがらし	ジフェノコナゾール
		プロピコナゾール
	赤とうがらし	ジフェノコナゾール
	えび	オキシテトラサイクリン
		クロラムフェニコール
	蜂の子	オキシテトラサイクリン
養殖えび	スルファメトキサゾール	
フィリピン	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※2}
	バナナ	イミダクロプリド
		シベルメトリン
	パパイヤ	シベルメトリン
マンゴー	アゾキシストロビン	
イタリア	くり	アフラトキシン
	とうもろこし	アフラトキシン
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
エクアドル	カカオ豆	ジウロン
		ピリメタニル
		マラチオン
韓国	アカガイ(生食用)	腸炎ビブリオ最確数(MPN) ^{※3}
	エゴマ	ジニコナゾール
	しじみ	エンドスルファン
チリ	ぶどう	プロフェノホス
	ぶどうの葉	インドキサカルブ
	ブルーベリー	ストレプトマイシン
フランス	パースニップ	シプロジニル
	ハト肉	オキシテトラサイクリン
	りんごジュース及び原料りんご果汁	パツリン
米国	とうもろこし(爆裂種に限る。)	ピリミホスメチル
	鶏肉	エトキシキン
	プロポリス	クロラムフェニコール
オーストラリア	菜種	フェニトロチオン
	りんごジュース及び原料りんご果汁	パツリン
ガーナ	カカオ豆	イミダクロプリド
		クロルピリホス
スペイン	アーモンド加工品	アフラトキシン
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
ネパール	赤とうがらし	エチオン
		トリアゾホス

対象国・地域	対象食品	検査項目
ベルギー	チコリ	メタラキシル及びメフェノキサム
	パースニップ	ジフェノコナゾール
アルゼンチン	チアシード	2,4-D
イラン	ピスタチオナッツ	イミダクロプリド
英国	パースニップ	テブコナゾール
エジプト	キンセンカ	プロフェノホス
オーストリア	西洋わさび	ジフェノコナゾール
オランダ	キャベツ	ペンシクロン
カナダ	プロポリス	クロラムフェニコール
ギリシャ	はちみつ	クマホス
コスタリカ	バナナ	ジベレリン
コロンビア	カカオ豆	フィプロニル
シリア	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
台湾	にんじん	アセフェート
パキスタン	ローズペタル	トリアゾホス
ブラジル	マンゴー	シペルメトリン
ペルー	キノア	フィプロニル
ボリビア	チアシード	2,4-D
南アフリカ共和国	グレープフルーツ	エポキシコナゾール
メキシコ	未成熟いんげん	フロニカミド
モザンビーク	ごまの種子	2,4-D
モロッコ	セイヨウニンジンボクの果実	アフラトキシン
ルーマニア	鶏卵	フラゾリドン

※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く。

※2 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 28 年 6 月～10 月)

※3 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 28 年 6 月～10 月)

表 4 モニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目(平成 28 年度)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	クミンの種子	プロフェノホス
	未成熟えんどう	ジニコナゾール
エジプト	キンセンカ	クロルピリホス
韓国	まくわうり	クロルフェナピル
スペイン	うるち米	テブコナゾール
タイ	ゆでがに(製造者限定)	腸炎ビブリオ
チリ	キウイー	フェンヘキサミド
米国	セロリ	ビフェントリン
ベトナム	養殖えび	スルファジアジン
ペルー	カカオ豆	2, 4-D

表 5 直ちに検査命令へ移行した品目(平成 28 年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
韓国	キムチ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O103
	養殖ひらめ(養殖業者限定)	クドア・セプテンpunkタータ
中国	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
	ハスの種子	アフラトキシン
トルコ	乾燥りんご	アフラトキシン
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
フランス	ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 28 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査※ 件数	違反※ 件数	
全輸出国 (17 品目)	乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、ミックススパイス、落花生	アフラトキシン	11, 759	106	
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	399	3	
	すじこ	亜硝酸根	278	0	
	フグ	魚種鑑別	0	0	
中国 (15 品目)	野菜(えだまめ、たまねぎ、ほうれんそう等)、ライチ、ウーロン茶、クミンの種子	ジフルベンズロン、チアマトキサム、フィプロニル、プロメトリン、ジフェノコナゾール等	19, 465	11	
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	9, 432	0	
	鰻、スッポン、あさり	エンロフロキサシン、オキシリニック酸スルファジミジン、プロメトリン	3, 115	4	
	全ての加工食品	サイクラミン酸	829	0	
	ハスの種子	アフラトキシン	8	0	
タイ (7 品目)	野菜(おくら、グリーンアスパラガス等)、果実(マンゴー、バナナ等)	クロルピリホス、シベルメトリン、プロピコナゾール、EPN 等	2, 253	0	
	ゆでがに	腸炎ビブリオ	32	0	
インド (7 品目)	養殖えび	フラゾリドン	1, 508	3	
	クミンの種子、とうがらし、ひよこ豆、紅茶	グリホサート、トリアゾホス、プロフェノホス、ヘキサコナゾール	200	5	
	ケツメイシ、フェネグリーク	アフラトキシン	168	3	
韓国 (6 品目)	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	130	0	
	青とうがらし、トマト、パプリカ、ミニトマト	クロルピリホス、フルキンコナゾール	77	0	
	養殖ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	6	0	
イタリア (5 品目)	ピスタチオナッツ、アーモンド加工品	アフラトキシン	417	2	
	うるち米	ピリミホスメチル	31	0	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス、腸管出血性大腸菌 O26	25	1	
米国 (4 品目)	とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	2, 966	13	
	セロリ	ビフェントリン	395	2	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	8	0	
その他(23 カ国・1 地域、総 35 品目)			33,128	82	
総 計			(延数)※1	86,629	235
			(実数)※2	56,877	235

※1 検査項目別の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 7 条文別違反状況(平成 28 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	206(延数) 206(実数)	25.7	アーモンド、乾燥いちじく、くるみ、ケツメイシ、香辛料、ゴマの種子、チアシード、とうもろこし、ハスの種子、ハトムギ、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、乾燥りんご、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、キムチからの腸管出血性大腸菌の検出、ブランドーからのメタノールの検出、大麦、米、コーヒー豆、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)
第9条 (病肉等の販売等の禁止)	5(延数) 5(実数)	0.6	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等の制限)	42(延数) 41(実数)	5.2	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、イノシン酸二カリウム、キノリンイエロー、グアニル酸二カリウム、ケイ酸アルミニウムカリウム、サイクラミン酸、ナトリウムエトキシド、ヨウ素酸カリウム、一酸化炭素)の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	493(延数) 471(実数)	61.4	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(スクラロース、ソルビン酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	55(延数) 50(実数)	6.8	材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等への準用規定)	2(延数) 2(実数)	0.2	おもちゃの規格違反
総計	803(延数) ^{※1} 773(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-① 微生物に係る規格違反状況(平成 28 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数*
中国	冷凍食品(魚類)	細菌数(5)、大腸菌群(3)、E. coli(2)	58
	冷凍食品(野菜類)	大腸菌群(3)、E. coli(3)、細菌数(2)	
	冷凍食品(貝類)	細菌数(4)、大腸菌群(3)	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(5)	
	冷凍食品(いか)	E. coli(3)、細菌数(2)	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数(2)、大腸菌群(2)	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数(2)、大腸菌群、E. coli	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物(4)	
	冷凍食品(肉類)	大腸菌群(2)、E. coli	
	加熱食肉製品	大腸菌群、E. coli	
	生食用鮮魚介類	細菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(えび)	細菌数	
	冷凍食品(豆類)	大腸菌群	
	ゆでがに	細菌数	
ゆでだこ	細菌数		
タイ	冷凍食品(いか)	大腸菌群(4)、細菌数(2)	26
	冷凍食品(えび)	大腸菌群(4)、E. coli(2)	
	冷凍食品(野菜)	細菌数(4)、大腸菌群(2)	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群、E. coli	
	魚肉ねり製品	大腸菌群(2)	
	アイスマルク	大腸菌群	
	生食用鮮魚介類	大腸菌群	
	冷凍食品(穀類)	E. coli	
	冷凍食品(果実類)	大腸菌群	
ベトナム	冷凍食品(えび)	大腸菌群(4)、細菌数(2)、E. coli(2)	22
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群(3)、細菌数	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(2)、細菌数	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数、E. coli	
	冷凍食品(魚類)	E. coli	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	冷凍食品(貝類)	大腸菌群	
	冷凍食品(いか)	大腸菌群	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物	
フィリピン	冷凍食品(果実類)	大腸菌群(6)、細菌数	15
	生食用冷凍鮮魚介類	細菌数(2)、大腸菌群	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(3)	
	ゆでだこ	大腸菌群(2)	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
イタリア	氷菓	細菌数(2)、大腸菌群	12
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(2)、細菌数	
	粉末清涼飲料	細菌数、大腸菌群	
	アイスマルク	大腸菌群	
	ラクトアイス	大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	E. coli	
	ミネラルウォーター	大腸菌群	
インドネシア	冷凍食品(えび)	E. coli(4)、細菌数(2)、大腸菌群	12
	冷凍食品(魚類)	E. coli	
	ゆでだこ	大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
	原料用果汁	大腸菌群	
韓国	生食用鮮魚介類	大腸菌群(2)、細菌数	12
	ゆでがに	細菌数(2)	
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(2)	
	粉末清涼飲料	細菌数(2)	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物	
台湾	冷凍食品(野菜)	細菌数(2)、大腸菌群(2)	10
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物(2)	
	ラクトアイス	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	
	氷菓	大腸菌群	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	
インド	冷凍食品(穀類)	細菌数、E. coli	4
	冷凍食品(野菜)	E. coli	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	
オランダ	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群(3)、細菌数	4
フランス	加熱食肉製品	E. coli	4
	アイスクリーム	大腸菌群	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	
	清涼飲料水	大腸菌群	
オーストラリア	冷凍食品(野菜)	細菌数(2)	3
	冷凍食品(果実)	細菌数	
ペルー	冷凍食品(果実)	細菌数、大腸菌群	3
	冷凍食品(野菜)	細菌数	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
マレーシア	冷凍食品(えび)	大腸菌群	3
	冷凍食品(いか)	大腸菌群	
	インスタントコーヒー	大腸菌群	
スペイン	粉末清涼飲料	細菌数	2
	冷凍食品(野菜)	E. coli	
米国	清涼飲料水	大腸菌群	2
	冷凍食品(穀類)	細菌数	
英国	ゆでがに	細菌数	1
スイス	粉末清涼飲料	細菌数	1
ドイツ	粉末清涼飲料	細菌数	1
トルコ	冷凍食品(野菜)	E. coli	1
日本	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	1
ブラジル	原料用果汁	大腸菌群	1
ベルギー	冷凍食品(穀類)	E. coli	1
南アフリカ共和国	粉末清涼飲料	大腸菌群	1
ミャンマー	生食用鮮魚介類	大腸菌群	1
総計		(延数)※1	201
		(実数)※2	190

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-② 有毒・有害物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況(平成 28 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数※
中国	落花生	アフラトキシン(44)	47
	その他の食料品	アフラトキシン	
	ハスの種子	アフラトキシン	
	ハトムギ	アフラトキシン	
米国	落花生	アフラトキシン(17)	47
	とうもろこし	アフラトキシン(12)	
	アーモンド	アフラトキシン(6)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(4)	
	くるみ	アフラトキシン(2)	
	ピーナッツバター	アフラトキシン(2)	
	菓子類	アフラトキシン	
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
	雑穀類の粉	シアン化合物	
	種実類の調整品	シアン化合物	
イタリア	洋菓子	シアン化合物(4)	16
	アーモンド	アフラトキシン(2)	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス(2)	
	非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス(2)	
	健康食品	放射性物質	
	チョコレート類	シアン化合物	
	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン	
	非加熱食肉製品	サルモネラ属菌	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	
	マカロニ類	シアン化合物	
パキスタン	ミックススパイス	アフラトキシン(8)	9
	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン	
フランス	果実の調整品	放射性物質	7
	種実類のペースト	アフラトキシン	
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	
	パン類ミックス	シアン化合物	
	ブランデー	メタノール	
	ブルーベリージャム	放射性物質	
	野草加工品及び香辛料	アフラトキシン	
インドネシア	菓子類	シアン化合物(2)	5
	ナツメグ	アフラトキシン(2)	
	ドレッシング	アフラトキシン	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
オーストラリア	アーモンド	アフラトキシン	5
	アーモンド油	アフラトキシン	
	種実類の調整品	アフラトキシン	
	ミックススパイス	アフラトキシン	
	落花生	アフラトキシン	
タイ	ハトムギ	アフラトキシン(3)	5
	とうがらし調整品	アフラトキシン	
	冷凍ゆでがに(生食用)	腸炎ビブリオ	
南アフリカ	落花生	アフラトキシン(5)	5
スリランカ	とうがらし(香辛料)	アフラトキシン(2)	4
	カレー粉	アフラトキシン	
	キャッサバ加工品	シアン化合物	
インド	ケツメイシ	アフラトキシン(3)	3
フィンランド	乾燥果実	放射性物質(3)	3
イラン	乾燥いちじく	アフラトキシン(2)	2
スペイン	ブランデー	メタノール	2
	洋菓子	アフラトキシン	
トルコ	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	2
	乾燥いちじく	アフラトキシン	
ニュージーランド	アーモンド油	アフラトキシン(2)	2
ラオス	ハトムギ	アフラトキシン(2)	2
アルゼンチン	落花生	アフラトキシン	1
ウクライナ	ブルーベリー	放射性物質	1
韓国	キムチ	腸管出血性大腸菌 O103	1
シンガポール	落花生	アフラトキシン	1
台湾	落花生	アフラトキシン	1
ドイツ	乾燥りんご	アフラトキシン	1
ナイジェリア	ゴマの種子	アフラトキシン	1
フィリピン	ゆでだこ	腸炎ビブリオ	1
ブラジル	ブラジルナッツ	アフラトキシン	1
ベルギー	果実の調整品	放射性物質	1
総計			(延数)※1 176
			(実数)※2 176

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-③ 残留農薬に係る規格違反状況(平成 28 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		基準値あり	一律基準	
中国	たまねぎ	チアトキサム(5)		26
	あさり		プロメリン(3)	
	えだまめ		ジフェノコナゾール(2)、ハクロフトラゾール	
	クミン	プロフェノホス(3)		
	さといも	クロルピリホス(3)		
	スナッフエンドウ		ジニコナゾール(3)	
	鰻	ペンテイメタリン		
	にんにくの茎	クロルピリホス		
	ねぎ		テブフェノジト	
	ほうれんそう		イントキサカルブ	
	未成熟さやえんどう		ジニコナゾール	
	レイシ(ライチ)	4-クロルフェノキシ酢酸		
ベネズエラ	カカオ豆		2,4-D(15)	15
エクアドル	カカオ豆		2,4-D(6)、ピリメチル(3)、マラチオン(マラソン)	10
ミャンマー	ゴマの種子		イミダクロプリド(9)	9
インド	クミン	プロフェノホス(4)	IBP(イプロベンホス)	8
	カルダモン		トリアゾホス	
	とうがらし(香辛料)		トリアゾホス	
	フェネル		IBP(イプロベンホス)	
米国	セロリ		ピフェントリン(4)	8
	カカオ豆		2,4-D(2)	
	とうもろこし	ピリメチル(2)		
チリ	キウイ		フェンヘキサミト(5)	6
	ブルーベリー	ストレプトマイシン		
フランス	キンセンカ	クロルピリホス(2)		5
	パースニップ		シプロジニル	
	ぶどうの葉		イントキサカルブ	
	ローズペタル		トリアゾホス	
タイ	おくら		ピリタベン(2)	4
	赤とうがらし		プロピコナゾール	
	コエンドロ(コリアンダー)	プロフェノホス		
タンザニア	ゴマの種子		イミダクロプリド(4)	4
ブルキナファソ	ゴマの種子		イミダクロプリド(4)	4
ガーナ	カカオ豆	シペルメリン	フェンハレレート(2)	3

生産国	品目分類	違反内容		件数※	
		基準値あり	一律基準		
イラン	ピスタチオナッツ	イミダクロプリド(2)		2	
韓国	まくわうり		クロルフェナピル(2)	2	
コートジボワール	カカオ豆		2,4-D(2)	2	
スペイン	うるち精米	テブコナゾール(2)		2	
フィリピン	バナナ	シペルメリン、イミダクロプリド		2	
ペルー	カカオ豆		2,4-D(2)	2	
ネパール	とうがらし	エチオン	トリアゾホス	2	
アラブ首長国連邦	ウーロン茶	フイプロニル		1	
コスタリカ	バナナ	ジペレリン		1	
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス		1	
スリランカ	ウーロン茶	フイプロニル		1	
ドイツ	キンセンカ	クロルピリホス		1	
パラグアイ	ゴマの種子		カルバリル(NAC)	1	
総 計				(延数)※1	122
				(実数)※2	120

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-④ 指定外添加物に係る違反及び食品添加物の使用基準違反状況
(平成 28 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		指定外添加物	使用基準	
中国	漬け物(野菜)	サイクラミン酸	スクラロース(2)	27
	菓子類	サイクラミン酸(3)		
	即席めん	サイクラミン酸、TBHQ	ポリソルベート	
	塩蔵野菜		二酸化硫黄(3)	
	健康食品	サイクラミン酸	二酸化硫黄	
	シロップ漬け(果実)	サイクラミン酸	二酸化硫黄	
	柏葉		二酸化硫黄(2)	
	乾燥野菜	サイクラミン酸	二酸化硫黄	
	水煮(野菜)		二酸化硫黄	
	調味料	サイクラミン酸		
	ビスケット類	TBHQ		
	野菜の調整品	TBHQ		
	塩蔵マッシュルーム		二酸化硫黄	
	乾燥うめ	サイクラミン酸		
	シロップ漬け(くり)		二酸化硫黄	
米国	ビスケット類	TBHQ(5)		11
	健康食品	ナトリウムエトキシド	ソルビン酸(2)	
	植物性たんぱく		二酸化硫黄	
	ナチュラルチーズ		ナタマイシン	
	乾燥すもも		ソルビン酸	
フランス	チョコレート類	ケイ酸アルミニウムカリウム (3)、キノリンイエロー	三二酸化鉄	7
	スープ類	サイクラミン酸		
	ミックススパイス		三二酸化鉄	
ベトナム	調味乾製品(魚類)		二酸化硫黄(2)	7
	果実の調整品		二酸化硫黄(2)	
	漬け物(野菜)		ソルビン酸	
	ビスケット類	TBHQ		
	食塩	ヨウ素酸カリウム		
インド	ビスケット類		二酸化硫黄(3)	6
	野菜の調整品	TBHQ		
	冷凍食品(穀類)	TBHQ		
	糖類		二酸化硫黄	

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		指定外添加物	使用基準	
ベルギー	チョコレート類	アゾルビン	ソルビン酸(3)、銅クロロフィル、銅クロロフィリンナトリウム	6
イタリア	ピスタチオナッツペースト		銅クロロフィリンナトリウム(2)	5
	ぶどう酒		ソルビン酸(2)	
	調味料		二酸化硫黄	
バングラデシュ	果汁入り飲料		二酸化硫黄(2)、ソルビン酸(2)	5
	ビスケット類		二酸化硫黄	
スペイン	漬け物(オリーブ)	イノシン酸二カリウム、グアニル酸二カリウム		4
	非加熱食肉製品		ソルビン酸	
	調味料		ソルビン酸	
ブラジル	農産加工品		二酸化硫黄	4
	調味料	TBHQ		
	キャンディー類	TBHQ		
	食酢		二酸化硫黄	
マレーシア	果汁入り飲料		二酸化硫黄(3)	4
	醤油		安息香酸	
インドネシア	冷凍まぐろ(切り身)	一酸化炭素(2)		3
	ヘビの肉加工品		二酸化硫黄	
タイ	シロップ漬け(果実)		二酸化硫黄	3
	果実の調整品		二酸化硫黄	
	スナック菓子類	アゾルビン		
台湾	タピオカデンプン		二酸化硫黄(2)	2
フィリピン	ビスケット類	TBHQ		2
	スープ類	TBHQ		
ルーマニア	洋菓子		銅クロロフィリンナトリウム(2)	2
ロシア連邦	ビスケット類	アゾルビン		2
	その他食品	アゾルビン		
英国	菓子類		三二酸化鉄	1
スリランカ	果汁入り飲料		安息香酸	1
セルビア	植物性たんぱく		二酸化硫黄	1
タジキスタン	乾燥あんず		二酸化硫黄	1
トルコ	乾燥あんず		二酸化硫黄	1
ニュージーランド	植物性油脂	TBHQ		1

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		指定外添加物	使用基準	
パナマ	チリソース		ナイシン	1
フィンランド	チョコレート類	キノリンイエロー		1
南アフリカ共和国	乾燥あんず		二酸化硫黄	1
メキシコ	冷凍食品(果実)		二酸化硫黄	1
総計	(延数)※2	42	68	110
	(実数)※3	41	67	108

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-⑤ 器具及び容器包装に係る規格違反状況(平成 28 年度)

生産国	材質分類	違反内容	件数※	
中国	合成樹脂	蒸発残留物(9)、鉛(2)、アンチモン、カプロラクタム、ホルムアルデヒド、過マンガン酸カリウム消費量	19	
	組み合わせ	蒸発残留物、カドミウム		
	ゴム	亜鉛(2)		
イタリア	合成樹脂	鉛、重金属	5	
	金属	鉛(2)		
	ゴム	亜鉛		
ベトナム	磁器	鉛(3)	5	
	合成樹脂	カドミウム		
	組み合わせ	鉛		
英国	合成樹脂	蒸発残留物(2)、フタル酸ビス(2)	4	
韓国	合成樹脂	蒸発残留物、過マンガン酸カリウム消費量	4	
	ゴム	亜鉛(2)		
タイ	ゴム	亜鉛(2)	3	
	ハウロウ引き	カドミウム		
台湾	合成樹脂	蒸発残留物(2)、カプロラクタム	3	
ドイツ	磁器	鉛(2)	3	
	組み合わせ	蒸発残留物		
インド	合成樹脂	蒸発残留物(2)	2	
インドネシア	ハウロウ引き	カドミウム(2)	2	
フランス	合成樹脂	カプロラクタム	2	
	組み合わせ	カドミウム		
米国	合成樹脂	ジブチルスズ化合物	1	
スウェーデン	磁器	カドミウム	1	
マレーシア	ゴム	亜鉛	1	
総計			(延数)※1	55
			(実数)※2	50

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-⑥ 腐敗、変敗(異臭やカビの発生)に係る違反状況(平成 28 年度)

生産国	品目分類	件数
米国	米(7)	14
	小麦(6)	
	大豆	
タイ	米(11)	11
オーストラリア	大麦(5)	9
	小麦(2)	
	米(2)	
カナダ	大豆(2)	4
	大麦	
	小麦	
ブラジル	大豆(4)	4
コロンビア	コーヒー豆(2)	2
インドネシア	海藻類	1
エチオピア	コーヒー豆	1
総計		46

表 8-⑦ 残留動物用医薬品に係る違反状況(平成 28 年度)

生産国	品目分類	違反内容			件数※
		基準値超過	含有してはならない	検出されるものであってはならない	
ベトナム	えび		エンロフロキサシン(13)、スルファジアジン(7)	フラゾリドン(AOZとして)(7)、スルファメキサゾール	35
	いか			クロラムフェニコール(4)	
	かわはぎ			クロラムフェニコール(3)	
中国	鰻		メチレンブルー		4
	えび			ロイコマラカイトグリーン	
	スッポン		エンロフロキサシン		
	フウセイ		エンロフロキサシン		
インド	えび			フラゾリドン(AOZとして)(3)	3
フランス	ハト肉	オキシテトラサイクリン			1
米国	プロポリス			クロラムフェニコール	1
総計				(延数)※1	44
				(実数)※2	44

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 8-⑧ その他の違反状況(平成 28 年度)

生産国・地域	品目分類	違反内容	件数※
米国	ミネラルウォーター	成分規格(5)	10
	食品添加物	成分規格(3)	
	非加熱食肉製品	製造基準(2)	
中国	食品添加物	成分規格(4)	6
	おもちゃ	成分規格(2)	
タイ	食品添加物	成分規格(3)	5
	ミネラルウォーター	成分規格	
	シロップ漬け	安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換えパパイヤの検出	
オーストラリア	ナチュラルチーズ(パパイヤを含む)	安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換えパパイヤの検出(3)	4
	氷菓	製造基準	
スペイン	乾燥食肉製品	水分活性(2)	3
	ミネラルウォーター	成分規格	
デンマーク	牛内臓	衛生証明書の不添付(2)	3
	食品添加物	成分規格	
フランス	清涼飲料水	製造基準(2)	3
	ミネラルウォーター	成分規格	
マレーシア	ミネラルウォーター	成分規格(2)	3
	食品添加物	成分規格	
アイルランド	牛内臓	衛生証明書の不添付(2)	2
ドイツ	食品添加物	成分規格(2)	2
ベトナム	冷凍食品(パパイヤを含む)	安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換えパパイヤの検出(2)	2
イタリア	非加熱食肉製品	保存基準	1
インドネシア	食品添加物	成分規格	1
カナダ	乾燥食肉製品	水分活性	1
ブルネイ	ミネラルウォーター	成分規格	1
ポーランド	牛内臓	衛生証明書の不添付	1
日本	清涼飲料水	保存基準	1
総計		(延数)※1	49
		(実数)※2	42

※1 違反内容の延べ件数

※2 違反となった届出の件数

表 9 海外情報に基づき行った主な監視強化(平成 28 年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
5月	米国	冷凍野菜及び冷凍果実 (リステリア・モノサイトゲネス 汚染のおそれ)	米国において、冷凍野菜及び冷凍果実がリステリア・モノサイトゲネスに汚染されている可能性があるとして自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
12月	米国	オゴノリ (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	米国において、オゴノリがサルモネラ属菌に汚染されている可能性があるとして自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
3月	ブラジル	鶏肉等 (食肉検査の不正)	ブラジルにおいて、食肉検査の不正行為に関連して一部施設が操業停止又は特別検査の対象となったとの情報を受け、対象施設の製品が輸入届出された場合には、輸入手続きを保留し、対象施設以外の製品が輸入届出された場合には、輸入時の検査を強化する措置を講じた。

表 10 主な二国間協議及び現地調査(平成 28 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
台湾産食品 (廃油を利用した油)	平成26年9月、廃油を利用した油を食用油に混ぜ、食品原料として販売していたため、当該油を使用した食品が回収されたことから協議開始。平成29年3月、該当製品の回収が終了し、再発防止策等の報告があったことから通常監視とした。	—
フィリピン産マンゴー (残留農薬)	平成27年3月、検査命令免除対象輸出者より残留農薬に係る違反貨物が確認されたことから協議開始。平成28年2月に現地調査を実施し、原因究明及び再発防止策が講じられたことから、検査命令免除対象輸出者として再登録した。	平成 28 年 2 月
パラグアイ産ゴマ (残留農薬)	平成25年8月、検査命令の対象となったことから協議開始。パラグアイ政府において残留農薬に係る対策が図られたことから、平成28年3月に現地調査を実施した。協議継続中。	平成 28 年 3 月
韓国産ひらめ (クドア・セプテンpunkタータ)	平成25年4月から協議開始。対日輸出プログラム遵守の検証と原因と改善についての協議のため、平成28年12月に現地調査を実施した。継続協議中。	平成 28 年 12 月
ポーランド産牛肉 (BSE)	平成28年11月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成 28 年 11 月
スウェーデン産牛肉 (BSE)	平成28年12月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成 28 年 12 月
米国産牛肉 (BSE)	平成28年12月に現地調査を実施し、対日輸出認定予定施設における対日輸出プログラムの実施準備状況について現地調査にて確認した。	平成 28 年 12 月
アイルランド産牛肉 (BSE)	平成29年2月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成 29 年 2 月
カナダ産牛肉 (BSE)	平成29年3月に現地調査を実施し、対日輸出認定施設において対日輸出プログラムが遵守されていることを確認した。	平成 29 年 3 月

表 11 輸出国事前調査(平成 28 年度)

インド	
調査対象	インドにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全基準法 (2006) ・輸出(品質管理及び検査)法 (1963) ・Compendium of Orders of Fresh, Frozen and Processed Fish & Fishery Products (Order No.S.O.729(E); 2006) ・Compendium of Notifications of Fresh, Frozen and Processed Fish & Fishery Products (RuleNo.S.O.730(E); 2011) ・Executive Instructions for Approval and Monitoring of Fish & Fishery Products for Export (2012) 等
概要	<p>インドにおける食品衛生規制について、インド政府輸出規制局、食品安全基準局等の担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、スパイス製造施設、すり身加工施設及びえびの養殖場の管理状況等並びに輸出検査機関について現地調査を実施した。</p>
シンガポール	
調査対象	シンガポールにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品管理動物保護局法 (Agri-Food and Veterinary Authority Act) ・食品販売法 (Sale of Food Act) ・食肉・魚類衛生法 (Wholesome Meat and Fish Act) ・動物・鳥類法 (Animal and Birds Act) ・飼料法 (Feeding Stuffs Act) ・漁業法 (Fisheries Act) ・植物管理法 (Control of Plants Act)
概要	<p>シンガポールにおける食品衛生規制について、農食品獣医庁担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則についてシンガポール政府関係者及び食品業者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、ココアパウダー製造施設、菓子製造施設及び食肉加工施設の管理状況等について現地調査を実施した。</p>

マレーシア	
調査対象	マレーシアにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・食品法 1983 ・食品規則 1985 ・食品衛生規則 2009
概要	<p>マレーシアにおける食品衛生規制について、マレーシア政府保健省食品安全品質課の担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び事業者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、シロップ製造施設及びチョコレート製造施設の管理状況等並びに輸出検査機関について現地調査を実施した。</p>
ノルウェー	
調査対象	ノルウェーにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・一般食品法総合原則 (Regulation (EC) No. 178/2002) ・一般食品衛生規則 (Regulation (EC) No. 852/2004) ・動物起源食品特別衛生規則 (Regulation (EC) No. 853/2004) ・動物起源食品特別公的統率規則 (Regulation (EC) No. 854/2004) ・公的統制規則 (Regulation (EC) No. 882/2004) ・食品安全法 (The Food Safety Act)
概要	<p>ノルウェーにおける食品衛生規制について、ノルウェー食品安全局担当者より説明を受け、意見交換を行い、日本の輸入食品監視体制及び衛生規則について政府関係者及び食品業者を対象にセミナーを開催した。</p> <p>また、さけ養殖場及び水産加工施設の管理状況等について現地調査を実施した。</p>

表 12 輸入前指導(輸入相談)実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
輸入相談実施件数	13,962	12,492	11,826	13,086	12,352
品目別輸入相談件数	27,825	23,903	24,360	24,377	24,180
品目別違反該当件数	372	354	257	364	410

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検査所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

表 13 輸入前指導(輸入相談)における条文別違反状況(平成 28 年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第10条 (添加物等の販売等の制限)	250(延数) 210(実数)	51.1	ケイ酸アルミニウムカリウム、ヨウ素化塩、アゾルビン、カルボキシメチルセルロース、イソブタン、アミド化ペクチン、ラウリル硫酸ナトリウム、クロスカルメロースナトリウム、酸化亜鉛、ヨウ素、TBHQ、乳酸マグネシウム、酸化鉄、キノリンイエロー、パテントブルーV、L-システイン、ステアリン酸ポリエチレングリコール-60、ナトリウムエチラート、ヨウ素酸カリウム、ホルムアルデヒド、ブラックPN、二炭酸ジメチル、等
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	238(延数) 223(実数)	48.7	清涼飲料水の製造基準不適合(殺菌不足)、アルコール飲料への安息香酸ナトリウムの対象外使用、健康食品への炭酸カルシウムの過量使用、等
第62条 (おもちゃの基準及び規格)	1(延数) 1(実数)	0.2	おもちゃ(絵の具)の製造基準不適合(指定外添加物の使用)
総計	489(延数) ^{※1} 410(実数) ^{※2}		

※1 項目別の延べ件数

※2 法の違反となる相談の品目件数

表 14 輸入相談における違反状況(平成 28 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
米国	健康食品	○指定外添加物(クロスカルメロースナトリウム(6)、コハク酸 d- α -トコフェロール(3)、酸化亜鉛(3)、酸化銅(2)、パラアミノ安息香酸(2)、ヨウ化カリウム(2)、アスコルビン酸マンガン、N-アセチル-L-システイン、アミノ酸クロム錯体、アミノ酸セレン錯体、アミノ酸モリブデン錯体、 β -アラニン、塩化クロム、L-グルタチオン、酸化クロム、重酒石酸コリン、ゼアキサンチン、セレン、ヒドロキシプロピルメチルセルロースアセテートサクシネート、メタノールの使用 ○添加物(グルコン酸第一鉄、ソルビン酸)の対象外使用 ○添加物(炭酸カルシウム)の過量使用	35	87
	アルコール飲料	○添加物(安息香酸ナトリウム(11))の対象外使用	11	
	菓子類	○指定外添加物(TBHQ(5))の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム(6))の対象外使用	11	
	穀類調整品	○添加物(ソルビン酸カリウム(8))の対象外使用	8	
	粉末清涼飲料	○指定外添加物(乳酸マグネシウム(6)、クエン酸マグネシウム)の使用	7	
	添加物	○指定外添加物(アゾルビン(4)、アルゴンガス、グルコン酸マンガン)	6	
	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2	
	菓子類ミックス	○添加物(L-システイン塩酸塩)の対象外使用	1	
	缶詰	○添加物(二酸化硫黄)の対象外使用	1	
	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	
	その他の食品	○添加物(二酸化塩素)の対象外使用	1	
	乳製品	○添加物(流動パラフィン)の対象外使用	1	
	野菜加工品	○指定外添加物(エチルセルロース)の使用	1	
	油脂類	○指定外添加物(アルゴンガス)の使用	1	
フランス	チョコレート	○指定外添加物(ケイ酸アルミニウムカリウム(13)、アゾルビン(3)、パテントブルーV (3)、ブラウン HT (2)、ブラック PN (2)、キノリンイエロー)の使用 ○添加物(三二酸化鉄(13)、ソルビン酸カリウム(5))の対象外使用	42	60
	冷凍食品(菓子類)	○指定外添加物(アミド化ペクチン(4)、L-システイン)の使用 ○添加物(L-システイン塩酸塩、三二酸化鉄)の対象外使用	7	
	缶詰	○製造基準(放射線照射)不適合(4)	4	
	添加物	○指定外添加物(オークチップ、キノリンイエロー)	2	
	菓子類	○指定外添加物(パテントブルー(2))の使用	2	

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
フランス	アルコール飲料	○指定外添加物(キノリンイエロー)の使用	1	
	果実加工品	○指定外添加物(アゾルビン)の使用	1	
	調味料	○添加物(ピロ亜硫酸カリウム)の過量残存	1	
イタリア	添加物	○指定外添加物(イソブタン(10)、ケイ酸アルミニウムカリウム(10))	20	38
	アルコール飲料	○指定外添加物(アゾルビン(3)、パテントブルーV(2)、L-リンゴ酸)の使用	6	
	菓子類	○添加物(ソルビン酸カリウム(4))の対象外使用	4	
	清涼飲料水	○製造基準(加熱・殺菌)不適合 ○指定外添加物(D-グルクロノラクトン、キニーネ塩酸塩二水和物)の使用	3	
	調味料	○添加物(ソルビン酸(2)、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	3	
	食肉製品	製造基準(塩漬け工程における亜硝酸ナトリウム200ppm未滿使用)不適合(2)	2	
オーストラリア	健康食品	○指定外添加物(酸化鉄(5)、クロスカルメロースナトリウム(4)、ナトリウムエチラート(4)、コハク酸 d- α -トコフェロール(2)、ラウリル硫酸ナトリウム(2)、キノリンイエロー、クエン酸亜鉛、酸化鉄(赤色)、酸化鉄(黒色)、重酒石酸コリン、フマル酸鉄、ヨウ素化カリウム)の使用 ○添加物(亜セレン酸ナトリウム)の対象外使用 ○添加物(リン酸カルシウム)の過量使用	26	27
	清涼飲料水	○指定外添加物(キナ抽出物(既存添加物に定められていない基原物質))の使用	1	
ベトナム	調味料	○指定外添加物(カルミン、ブラウン HT)の使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム(4)、安息香酸(2)、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム)の対象外使用 ○添加物(ナイシン)の過量使用	11	26
	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(9))の対象外使用	9	
	即席めん	○添加物(安息香酸ナトリウム、BHA、BHT)の対象外使用	3	
	めん類	○添加物(黄色4号、黄色5号)の対象外使用	2	
	冷凍食品(魚介類)	○指定外添加物(五酸化ニリン)の使用	1	
台湾	健康食品	○指定外添加物(ラウリル硫酸ナトリウム(6))の使用	6	21
	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(4))の対象外使用 ○製造基準(殺菌、除菌)不適合	5	
	菓子類	○添加物(安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2	

生産国	品目	違反該当内容	件数*
台湾	シロップ	○添加物(アセスルファミウム(2))の過量使用	2
	漬け物野菜	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2
	農産加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外使用	2
	調味料	○添加物(グリチルリチン酸二ナトリウム)の対象外使用	1
	冷凍食品(その他の食品)	○添加物(プロピレングリコール)の過量使用	1
南アフリカ	アルコール飲料	○指定外添加物(ステアリン酸ポリエチレングリコール-60(5))の使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム(12))の対象外使用	17
	チョコレート	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1
スペイン	アルコール飲料	○指定外添加物(ケイ酸アルミニウムカリウム(3))の使用 ○添加物(三酸化鉄(2)、エステルガム)の対象外使用	6
	加熱後冷凍パン生地	○指定外添加物(L-システイン(4))の使用	4
	清涼飲料水	○指定外添加物(二炭酸ジメチル(3))の使用	3
	菓子類	○指定外添加物(アミド化ペクチン)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2
	チョコレート	○添加物(安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2
タイ	菓子類	○指定外添加物(ヨウ素、ヨウ素化塩)の使用 ○添加物(プロピオン酸ナトリウム(2))の対象外使用 ○添加物(プロピレングリコール(2))の過量使用	6
	海藻類加工品	○指定外添加物(ヨウ素(4))の使用	4
	果実加工品	○添加物(ピロ亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄)の過量残存	2
	清涼飲料水	○製造基準(殺菌時間)不適合 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	2
	健康食品	○指定外添加物(ブチレングリコール)の使用	1
	畜産加工品	○添加物(着色料)の対象外使用	1
	冷凍食品(菓子類)	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外使用	1

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
韓国	健康食品	○指定外添加物(酸化亜鉛(3)、DL-イソロイシン、DL-バリン)の使用 ○添加物(炭酸カルシウム、プロピレングリコール)の過量使用	7	16
	調味料	○添加物(パラオキシ安息香酸エチル(4)、エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム)の対象外使用 ○添加物(シリコーン樹脂(2))の過量使用	7	
	清涼飲料水	指定外添加物(酸化亜鉛)の使用	1	
	加熱後冷凍パン生地	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム)の対象外(原材料の植物クリーム)使用	1	
英国	菓子類	○指定外添加物(ヨウ素化塩(4))の使用	4	14
	添加物	○指定外添加物(ケイ酸アルミニウムカリウム(3))の使用 ○添加物(過酢酸製剤)の製造基準違反	4	
	アルコール飲料	○指定外添加物(アゾルビン、キノリンイエロー)の使用	2	
	健康食品	○指定外添加物(クエン酸亜鉛)の使用 ○添加物(二酸化ケイ素)の使用基準(ろ過助剤目的)不適合	2	
	フラワーペースト	○指定外添加物(キノリンイエロー、パラオオキシ安息香酸メチル)の使用	2	
ドイツ	健康食品	○指定外添加物(酸化鉄(2)、塩化クロム、サイクラミン酸ナトリウム、ヨウ素化カリウム)の使用 ○添加物(亜セレン酸ナトリウム)の対象外使用	6	14
	食肉製品	○指定外添加物(ヨウ素酸カリウム(3))の使用	3	
	菓子類	○指定外添加物(銅クロロフィリン(2))の使用	2	
	清涼飲料水	○指定外添加物(合成カフェイン(2))の使用	2	
	添加物	○指定外添加物(ルテイン)の使用	1	
フィリピン	菓子類	○指定外添加物(ヨウ素化塩(4))の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム(4))の対象外使用	8	12
	食肉製品	○添加物(ソルビン酸カリウム(2))の対象外(ケーシング)使用	2	
	果実加工品	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	
	チョコレート	○添加物(安息香酸ナトリウム)の過量使用	1	
アルメニア	アルコール飲料	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用(11)	11	11

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
インド	香辛料	○指定外添加物(ヨウ素化塩(8))の使用	8	11
	菓子類	○指定外添加物(香料)の使用	1	
	即席めん	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1	
	調味料	○指定外添加物(ヨウ素化塩)の使用	1	
ニュージーランド	乳製品	○指定外添加物(アゾルビン)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用(8)	9	11
	畜産加工品	○添加物(エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム(2))の対象外使用	2	
フィンランド	清涼飲料水	○添加物(ソルビン酸カリウム(7))の対象外使用	7	11
	果実加工品	○指定外添加物(アミド化ペクチン(4))の使用	4	
マレーシア	即席めん	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用(5)	5	11
	粉末清涼飲料	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム(4))の対象外使用	4	
	菓子類	○指定外添加物(香料)の使用	1	
	その他の食品	○指定外添加物(アゾルビン)の使用	1	
シンガポール	調味料	○添加物(ソルビン酸カリウム(6))の対象外使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム(2))の過量使用	8	8
ジンバブエ	調味料	○添加物(安息香酸ナトリウム(4)、ソルビン酸カリウム(4))の対象外使用	8	8
ロシア	果実加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム(5))の対象外使用	5	8
	砂糖	○指定外添加物(ホルムアルデヒド(3))の使用	3	
中国	菓子類	○指定外添加物(乳酸亜鉛)の使用 ○添加物(安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	3	7
	即席めん	○添加物(ステアロイル乳酸ナトリウム(2))の対象外使用	2	
	調味料	○添加物(ソルビン酸)の対象外使用	1	
	野菜加工品	○添加物(二酸化硫黄)の過量残存	1	
デンマーク	魚介類加工品	○添加物(安息香酸ナトリウム(4)、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	5	5
クロアチア	アルコール飲料	○添加物(エステルガム(2))の対象外使用	2	4
	シロップ	○指定外添加物(アゾルビン、ブラックPN)の使用	2	
エストニア	冷凍食品(魚類)	○添加物(安息香酸ナトリウム、サッカリン、ソルビン酸カリウム)の対象外使用	3	3

生産国	品目	違反該当内容	件数*	
メキシコ	アルコール飲料	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	3
	冷凍食品(果実)	○添加物(過酢酸)の使用基準不適合	1	
	冷凍食品(穀類)	○添加物(L-システイン塩酸塩)の対象外使用	1	
インドネシア	種実加工品	○指定外添加物(TBHQ)の使用	1	2
	おもちゃ(絵の具)	○製造基準(指定外添加物の使用)不適合	1	
オランダ	アルコール飲料	○指定外添加物(アスコルビン酸カリウム)の使用 ○添加物(ソルビン酸カリウム)の過量使用	2	2
スイス	菓子類	○指定外添加物(カーボンブラック)の使用	1	2
	糖類	○添加物(ソルビン酸)の対象外使用	1	
トルコ	調味料	○製造基準(放射線照射)不適合	1	2
	菓子類ミックス	○製造基準(放射線照射)不適合	1	
ブラジル	健康食品	○指定外添加物(ポリエチレングリコール)の使用	1	2
	清涼飲料水	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	
ベルギー	菓子類	○指定外添加物(香料)の使用	1	2
	清涼飲料水	○製造基準(殺菌、除菌)不適合	1	
ポーランド	清涼飲料水	○指定外添加物(クエン酸マグネシウム、パントテン酸)の使用	2	2
イスラエル	添加物	○指定外添加物(レバン(既存添加物に定められていない基原物質))の使用	1	1
カナダ	菓子類	○添加物(プロピオン酸ナトリウム)の対象外使用	1	1
ギリシア	野菜加工品	○添加物(安息香酸ナトリウム)の対象外使用	1	1
スウェーデン	冷凍食品(その他の食品)	○添加物(ソルビン酸カリウム)の対象外使用	1	1
パキスタン	清涼飲料水	○指定外添加物(カルボキシメチルセルロース)の使用	1	1
パラグアイ	果実加工品	○添加物(ソルビン酸カリウム)の過量使用	1	1
不明	調味料	○指定外添加物(ヨウ素)の使用	1	1
総計			489	

※件数は、違反延べ件数

表 15 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 28 年度)

生産国	品目	違反内容	件数 [※]
韓国	養殖ひらめ	クドア・セブテンpunkタータ(3)	3
タイ	おくら	イミダクロプリド	3
	菓子	TBHQ	
	カレー	TBHQ	
米国	牛肉	衛生証明書不添付	2
	オレンジ	プロピコナゾール	
スリランカ	カクテルオニオン(酢漬)	安息香酸	1
中国	味付けメンマ	デヒドロ酢酸	1
ニュージーランド	モッツアレラチーズ	安全性審査の手続を経ていない遺伝子組換えレンネットの使用	1
南アフリカ共和国	グレープフルーツ	イマザリル	1
総計			12

(参考) 主な用語説明

用語	説明
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
亜セレン酸ナトリウム	添加物(強化剤)
アゾキシストロビン	添加物(防ばい剤)
アフラトキシン	アスペルギルス属等の真菌により産生されるカビ毒
アメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イプロベンホス	農薬(有機リン系殺菌剤)
イマザリル	添加物(防ばい剤)
イミダクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
エステルガム	添加物(ガムベース)
エチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エトキシキン	農薬(成長調整剤)
エポキシコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
過酢酸製剤	添加物(殺菌剤)
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
クドア・セプトエンブクタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
クマホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
グリチルリチン酸二ナトリウム	添加物(甘味料)
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)

用語	説明
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(ピロール環を有する殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる下痢性中毒)
サッカリン	添加物(甘味料)
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
三二酸化鉄	添加物(着色料)
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフルベンズロン	農薬(尿素系殺虫剤)
シプロジニル	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジベレリン	農薬(成長調整剤)
食用黄色 4 号、5 号	添加物(着色料)
シリコーン樹脂	添加物(消ほう剤)
スクラロース	添加物(甘味料)
ステアロイル乳酸ナトリウム	添加物(乳化剤)
ストレプトマイシン	農薬(アミドグリコシド系殺菌剤)
スルファジアジン	動物用医薬品(合成抗菌(サルファ)剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌(サルファ)剤)
スルファメトキサゾール	動物用医薬品(合成抗菌(サルファ)剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
炭酸カルシウム	添加物(強化剤)
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)

用語	説明
腸管出血性大腸菌 026、0103、0157 等	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
テトラサイクリン系抗生物質	一定のスペクトルを有する抗生物質の総称。オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンなど
デヒドロ酢酸	添加物(保存料)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テブフェノジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
ナイシン	添加物(保存料)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
二酸化塩素	添加物(小麦粉処理剤)
二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
パクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
ハロキシホップ	農薬(ヘテロサイクリック系除草剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピリダベン	農薬(ピリダジノン骨格を有する殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
ピロ亜硫酸カリウム	添加物(酸化防止剤)
ピロ亜硫酸ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェントロチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンヘキサミド	農薬(ヒドロキシアニリド系殺菌剤)
フタル酸ビス	可塑剤
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物は AOZ
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フロニカミド	農薬(ピリジんカルボキシアミド系殺虫剤)
プロピオン酸ナトリウム	添加物(保存料)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)

用語	説明
プロピレングリコール	添加物(軟化剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ペンシロクン	農薬(尿素系殺菌剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
マラチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタラキシル	農薬(アニリド系殺菌剤)
メチレンブルー	動物用医薬品(殺菌剤)
メフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
流動パラフィン	添加物(製造用材)
リン酸カルシウム	添加物(強化剤)
ロイコマラカイトグリーン	マラカイトグリーンの代謝物
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(成長調整剤)
BHA(ブチルヒドロキシアニソール)	添加物(酸化防止剤)
BHT(ジブチルヒドロキシトルエン)	添加物(酸化防止剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
L-システイン塩酸塩	添加物(強化剤)